仙台弁護士会主催講演会 2022年11月26日(土曜日)

変わりゆく家族像

――選択的夫婦別姓と同性婚の実現に向けて

東北大学名誉教授·弁護士(東京弁護士会) ジェンダー法政策研究所共同代表

元内阁府男女共同参画会議員

辻村みよ子

はじめに・・・歴史的・理論的・比較法的アプローチ

- I 現代家族の変容と多様化
- (1) 家族の定義

近代家族と現代家族

- ⇒典型的な家族像
 - 1970~80年代 核家族:夫婦と子供からなる
- ⇒21世紀の家族:多様化・・・フランスとの比較



I 現代家族の変容と多様化 (歴史的視点)

- (2) 近代家族: 近代国民国家形成時の二つの機能
 - ①国家による国民統合の装置←→②防波堤の機能

「公私二元論」・「外に対する自由・平等と内なる差別」「家父長制と性支配」・・・ 形式的平等、女性の隷属

(3)現代家族の特徴と変容

男女平等、婚姻の自由の確立(個人主義的家族観)、法律婚による家族の保護 → 「公序」としての家族から個人の幸福追求の場としての家族

(4)新たな課題:同性婚・代理出産等

→フランスとの比較

Ⅱ 日本における家族の展開と憲法24条

(1)明治憲法下の家族法制 1868 明治維新、1870年代 自由民権運動 1889(明22) 大日本帝国憲法 家族規定なし 1890(明23) ボアソナード民法←ナポレオン法典の影響 1898(明31)明治民法「家制度」確立、妻の無能力 (2)1946(昭21)年11月 日本国憲法制定公布 1947(昭22)年12月 民法親族・相続法改正公布. 家制度廃止,家督相続廃止

(2)憲法制定過程:

マッカーサー草案23条、ベアテ・シロタ草案

「家族(family)は、人類社会の基礎であり、 その伝統は、よきにつけ悪しきにつけ、 国全体に浸透する。・・・婚姻と家族とは、 両性が法律的にも社会的にも平等で あることは当然であるとの考えに基礎をおき、 親の強制ではなく相互の合意に基づき、 かつ男性の支配ではなく両性の協力に 基づくべきことを、ここに定める。 ・・・配偶者の選択、財産権、相続、本拠の 選択、離婚並びに婚姻および家族に関する その他の事項を、個人の尊厳と両性の 本質的平等の見地に立って 定める法律が制定されるべきである」

> *1993年5月[憲法学者との会合] *1995年5月『1945年のクリスマス』 <u>(</u>柏書房)出版~2012年12月30日逝去

2013年『世界』4月号、辻村=古関対談「ベアテさんを偲んで」





*2004年3月21日パリ日本文 化会館「シロタ家の20世紀」 記念講演会

帝国議会での議論

家族の社会化

家制度の擁護

日本国憲法(1946年公布、 1947年施行)

13条前段「すべて国民は個人として尊重される」(個人の尊重・個人主義原理)幸福追求の権利

24条2項「個人の尊厳と 両性の本質的平等」⇒人間 としての個人の尊厳と自己 決定権 家族の個人化-個人尊重主義的家族観 民法(親族・相続編)改正 1947年7月国会提出、 12月成立、48年1月施行 家制度・戸主の廃止、家 督相続の廃止と均分相続 の確立

⇒憲法24条「柔軟性」と「先取り性」

日本国憲法(1946年公布、1947年施行)

13条前段 幸福追求の権利

「すべて国民は個人として尊重される」 (個人の尊重・個人主義原理)

24条2項

「<u>個人の尊厳</u>と両性の本質的<u>平等</u>」

- ⇒比較憲法的にも重要(ベアテ・シロタ草案の意義)
- ⇒人間の尊厳と自己決定権

憲法13条・14条・24条の関係

13条 個人の尊重、 婚姻の自由、幸福 追求権(自己決定 権・家族形成権) 同性婚?

14条 法の下の平等原則 性差別の禁止

24条1項 婚姻の自由、夫婦の同権 2項 個人の尊厳←13条 両性の本質的平等(立法の指針)←14条 法律婚主義+個人の幸福?

(2) 戦後の改憲論の展開と家族規定

憲法1条(天皇制)・9条・24条(家族)改正案が中心

- ▶「極端な個人主義の立場から、家族という観念の抹殺を図ったのは行き過ぎである」(1954年)
- ▶「第24条の規定は、家庭の保護、育成をうたっておらず、改正を要すると考える。」(1982年)
- ▶「婚姻・家族における両性平等の規定(現憲法24条)は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直しすべきである」(2004年プロジェクトチーム論点整理)

[2012年4月 自民党憲法改正草案]

13条 <u>すべて国民は、人として尊重される。</u> 24条1 <u>家族は、自然かつ基礎的な単位として、尊重される。</u> 家族は互いに助け合わなければならない。

Q&A

- ①世界人権宣言16条3項を参考にしたもの
- ②「訓示規定として定めたものであり、家族の形について国が介入しようとするものではありません」

Ⅲ 結婚・家族の現状一多様化「もはや昭和ではない」

男女共同参画白書令和4年版、2022年6月14日閣議決定

特集「人生100年における結婚と家族」

「ひとり親世帯・単独世帯の増加等、家族の姿が変化しているにもかかわらず、男女間の賃金格差や働き方の慣行、人々の意識、様々な政策や制度等が、依然として戦後の高度成長期、昭和時代のままとなっている」

平均寿命 女性87.71歳、男性81.56歳、 (死亡年齢最頻値は女性93歳、男性88歳)「まさに人生100年時代」 「もはや昭和ではない」

・・サラリーマンの夫と専業主婦の妻と子供、3世代同居は減少 単身世帯が増加 ⇒家族が多様化

(男女共同参画白書(令和4年版)より、以下19まで同様)

男女の寿命

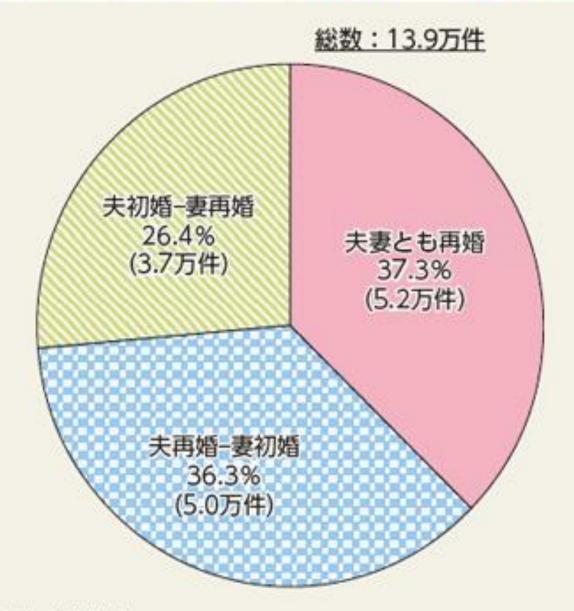
	女性	男性
90歲時生存割合	52.6%	28.1%
95歳時生存割合	27.9%	10.5%
平均寿命	87.71歳	81.56歳
死亡年齡最頻值	93歳	88歳
100歳以上の人口	69,757人	9,766人
105歳以上の人口	5,800人	715人

- (備考) 1.100歳以上の人口及び105歳以上の人口については総務省「令和2年国勢調査」、その他については厚生労働省「第 23回生命表」より作成。
 - 2. 「死亡年齢最頻値」は死亡者が最も多い年齢。

近年(2015~2019年)は、婚姻件数は約60万件、離婚件数は、約20万件と、離婚件数は婚姻件数の約3分の1で推移。コロナ下の2020年以降は、婚姻件数は2020年52.6万件、2021年51.4万件(速報値)と、戦後最少。

- ○30歳時点の未婚割合は、2020年時点で、女性は40.5%、男性は50.4%。○50歳時点で配偶者のいない人の割合は、2020)年時点で男性約3割。
 - 「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向。
- ○1980年から2020年にかけて、20歳以上の女性の単独世帯は3.1、男性の単独世帯は2.6倍に増加。
- ○就業している単独世帯では、世帯所得300万円未満の世帯は、女性は 53.3%、男性は31.9%。女性の場合は200~299万円に分布が集中。

特-2図 夫妻の初婚―再婚の組合せ別再婚件数・割合(令和2(2020)年)

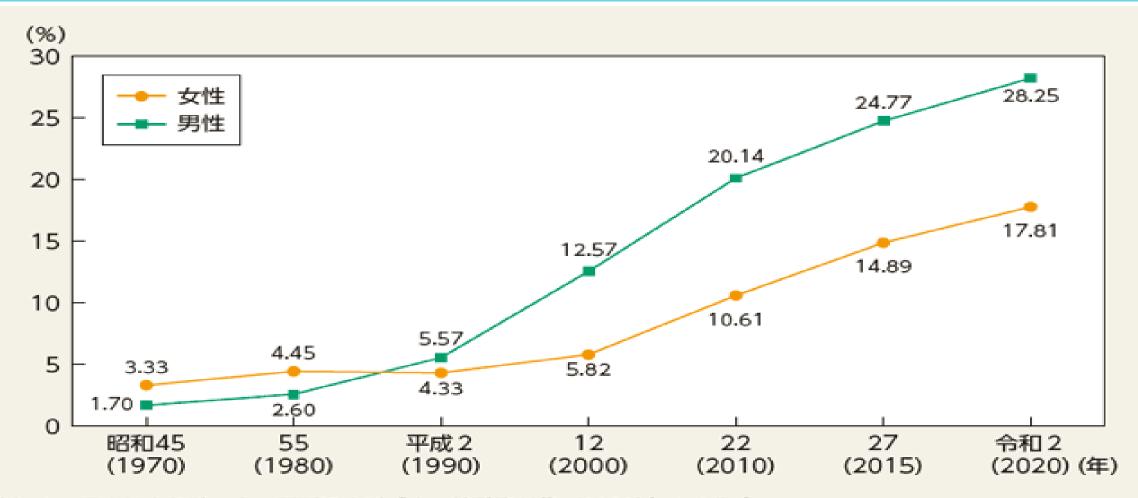


①生涯未婚率の推移

計算式 生涯未婚率=(「45~49歳の未婚者数」÷(「45~49歳総数」

- -「45~49歳配偶関係不詳数」)+「50~54歳の未婚者数」
 - ÷(「50~54歳総数」-「50~54歳配偶関係不詳数」))÷2

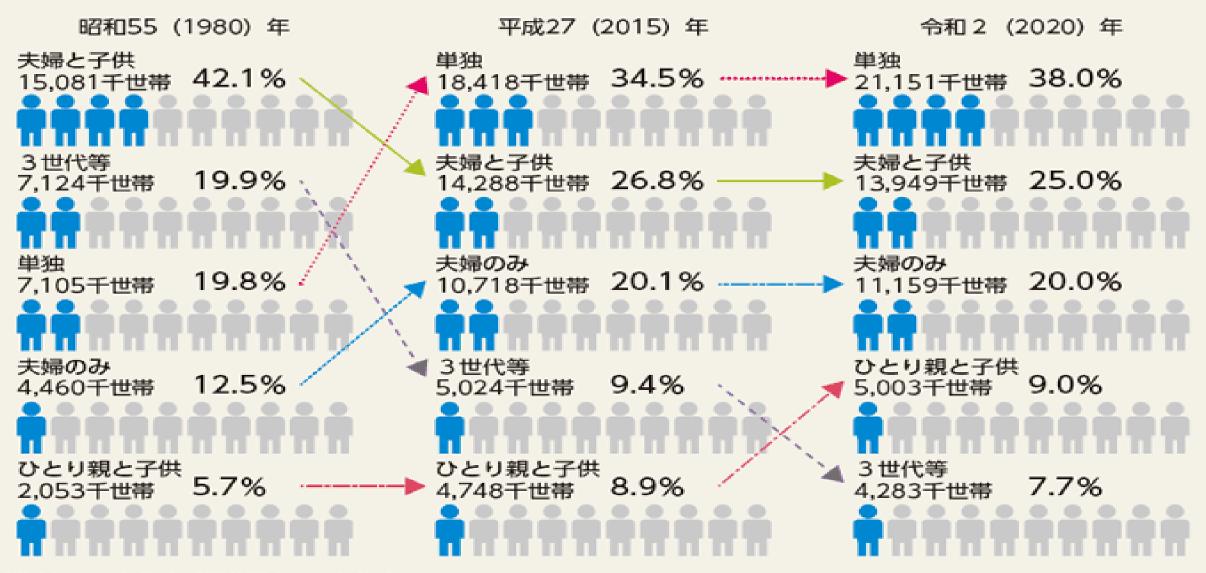
特-4図 50歳時の未婚割合



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2022)」より作成。

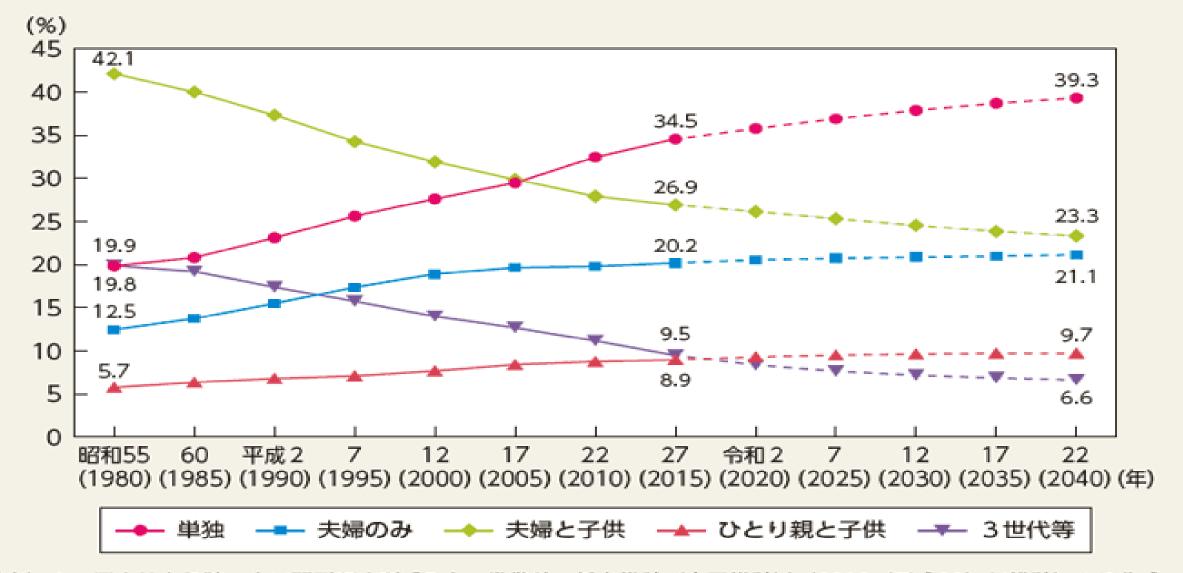
150歳時の未婚割合しとは、45~49歳の未婚割合と50~54歳の未婚割合の平均値。

特一5図 家族の姿の変化



- (備考) 「国勢調査」より作成。
 - 2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以 外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。 17
 - とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

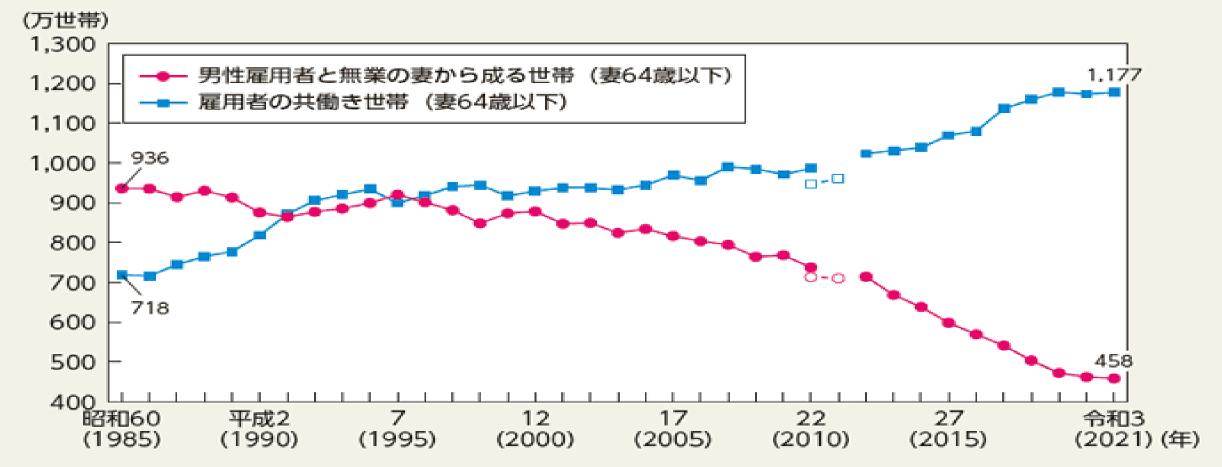
特-6図 世帯の家族類型別構成割合の推移



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018(平成30)年推計)より作成。

- 2. 一般世帯に占める比率。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。
- 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。
- 4. 平成27 (2015) 年は家族類型不詳を案分した世帯数を基に割合を計算している。令和2 (2020) 年以降は推計値。

特-7図 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移(妻が64歳以下の世帯)

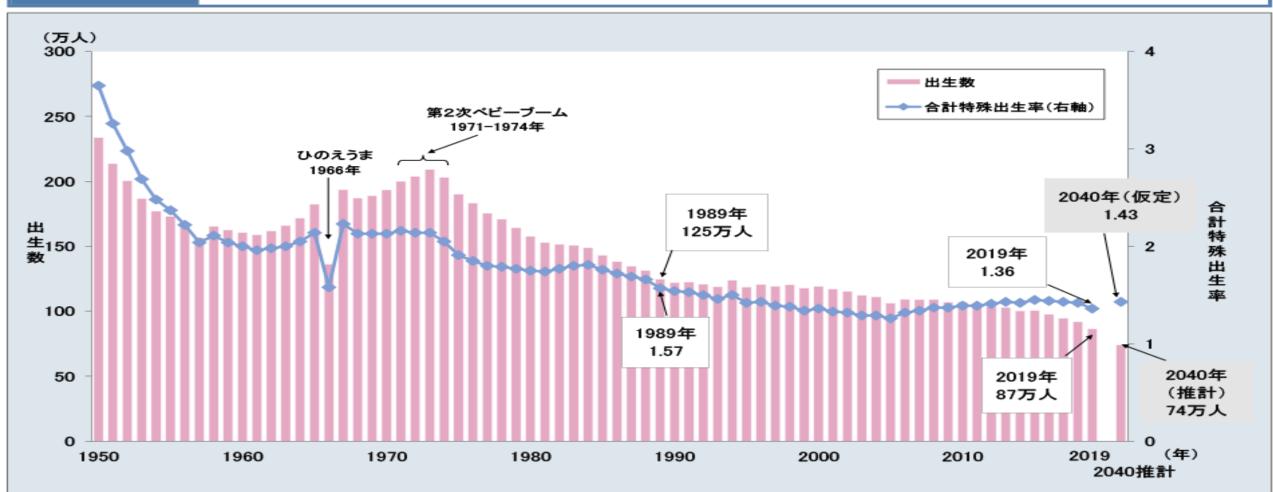


- (備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 - 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ妻が64歳以下の世帯。
 - 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。
 - 4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

19

②出生数と合計特殊出生率の推移 (少子化社会対策白書令和2年版)

図表 1-1-7 出生数、合計特殊出生率の推移



資料:2019年までは厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」(2019年は概数)、 2040年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」における出生中位・死 亡中位仮定による推計値。